

# いじめ防止対策マニュアル

## 生徒指導心得

### ◎是々非々で

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

- ・ 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。
- ・ 徹底して「かまって」あげます。
- ・ いざという時、全員で動きます。
- ・ 1秒でも早く、プロの手に渡します。

熊谷市立長井小学校

# 第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

熊谷市は、国の基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊谷市基本方針」を定めました。

「熊谷市基本方針」における「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童等が心身に苦痛を感じているものをいいます。(インターネットを通じて行われるものも含む)

一定の人的関係とは、同じ学校・学級や部活動、塾など、児童等が関わっている仲間や集団などの関係をいいます。また、行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童等の立場に立って考えます。

## 1 長井小学校 いじめの防止に向けた方針

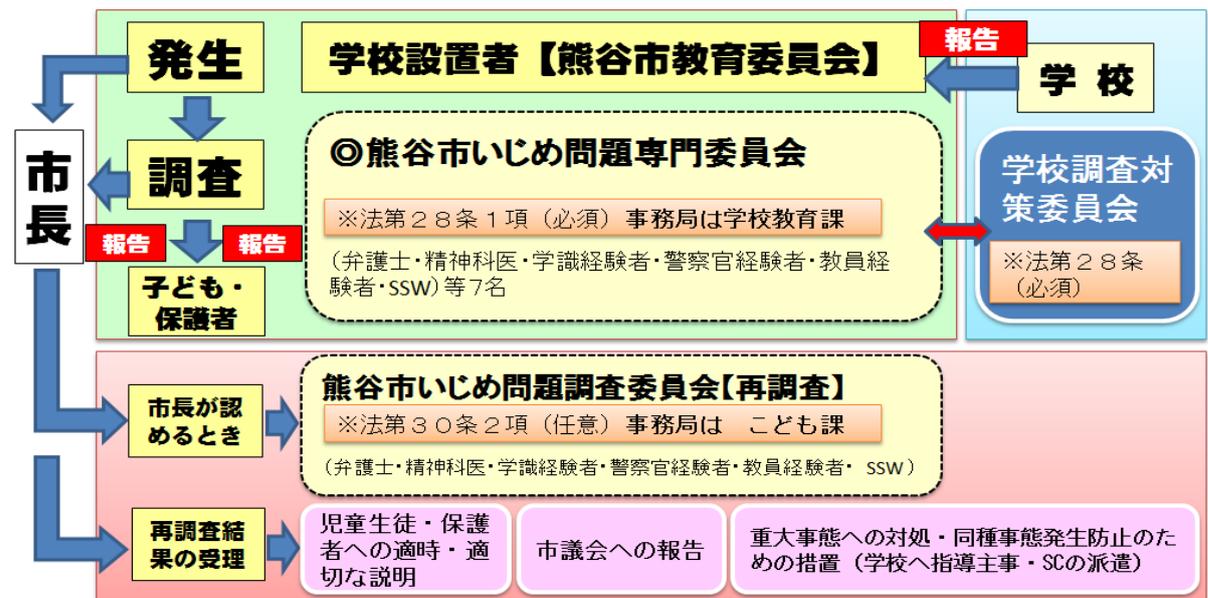
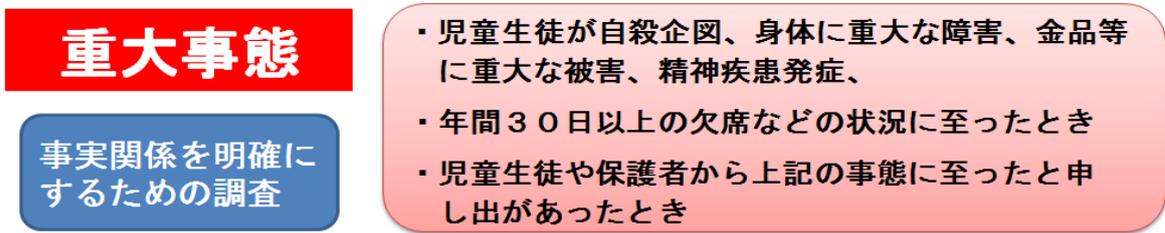
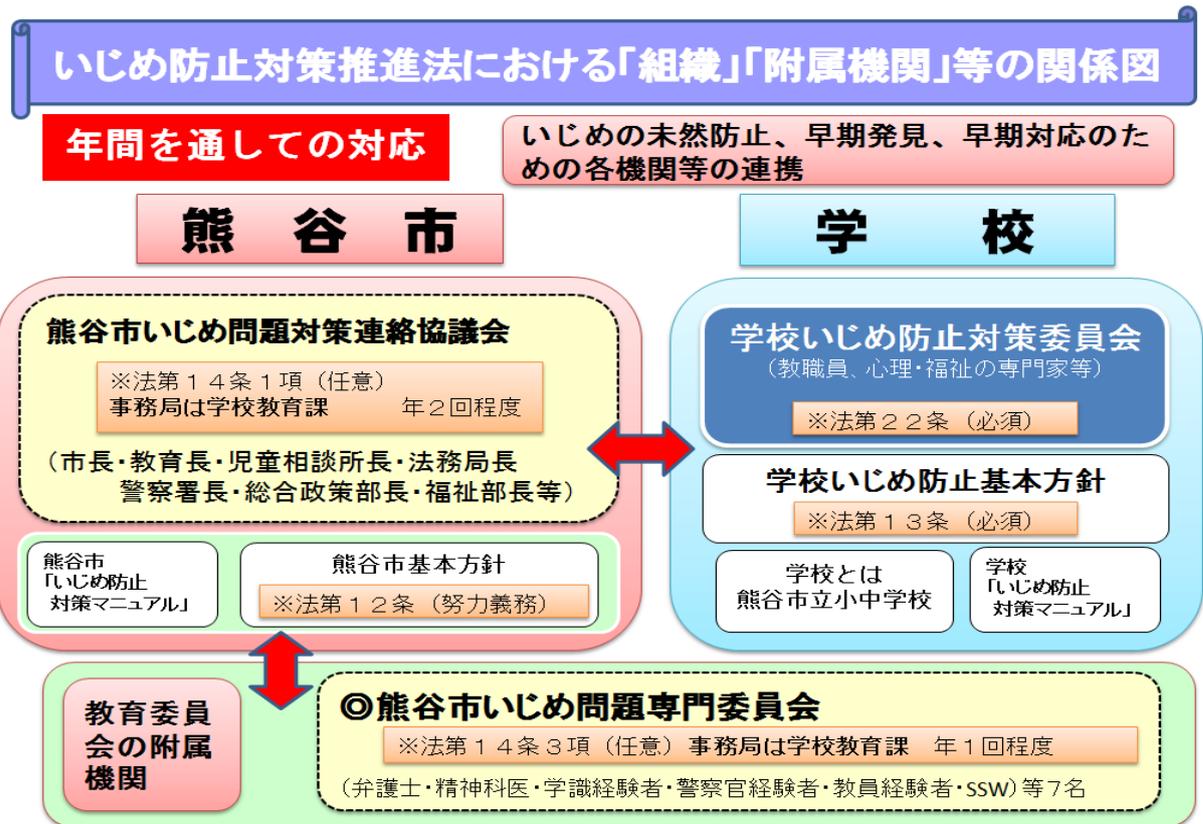
「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、児童のいじめを防止するために、いじめの起きない風土づくりに努めます。児童が心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

いじめを察知したときは、いじめられた児童を守り抜き、いじめた児童等に対してはその行為を許さず、毅然とした態度で接し、適切に指導し、再発防止に努めます。

## 2 長井小学校 いじめの防止等のための取り組み

- (1) 全児童対象「学校生活アンケート」の実施(毎月末)
- (2) 保護者対象「学校生活についてのアンケート」の実施(年2回)
- (3) 保護者対象 教育相談(年9回)
- (4) 生徒指導・児童についての共通理解、研修(ながいっ子委員会 月1回)
- (5) 関係機関との連携(SSWとの連携・巡回相談の活用)
- (6) 「長井小学校 いじめゼロ宣言」「ぼく・わたしのいじめゼロ宣言」の作成
- (7) コミュニケーションに関するスキル学習の実施
- (8) 道徳教育の充実、体験・交流学习の推進
- (9) 「ながいっ子BOX」の設置
- (10) 「児童のサインチェックリスト 教師の手だて」の活用
- (11) 長井小学校「いじめ防止対策マニュアル」に基づいた取り組み
- (12) 教育委員会への定期的な報告
- (13) 「4つの実践・3減運動」の推進
- (14) 地域との連携

### 3 いじめ防止対策推進法における「組織」「附属機関」等の関係図



#### 4 早期発見・早期対応に向けて

教職員は、日頃から児童との信頼関係の構築や見守り等に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高くし、いじめの早期発見・早期対応のため「児童のサインチェックリスト、教師の手だて」等を活用し、いじめの実態把握に積極的に取り組みます。

なお、インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等を活用するなど情報モラル教育を推進し、児童等の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

#### 5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、教職員共通理解のもと速やかに対応します。「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を児童等に与えることを第一に考えます。

いじめられた児童に対しては、当該児童を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童等の状態に合わせた継続的なケアを行います。いじめた児童等に対しては、本人の人格の尊重を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。また、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童等の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで行います。

## 第2章 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）

### ～「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！～

教育委員会では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図るよう各小・中学校にお願いしています。いじめが発生してからの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに関ける対策をとるとともに、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切であると考えます。

ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく、感性豊かに、そして意図的な教育を進めます。

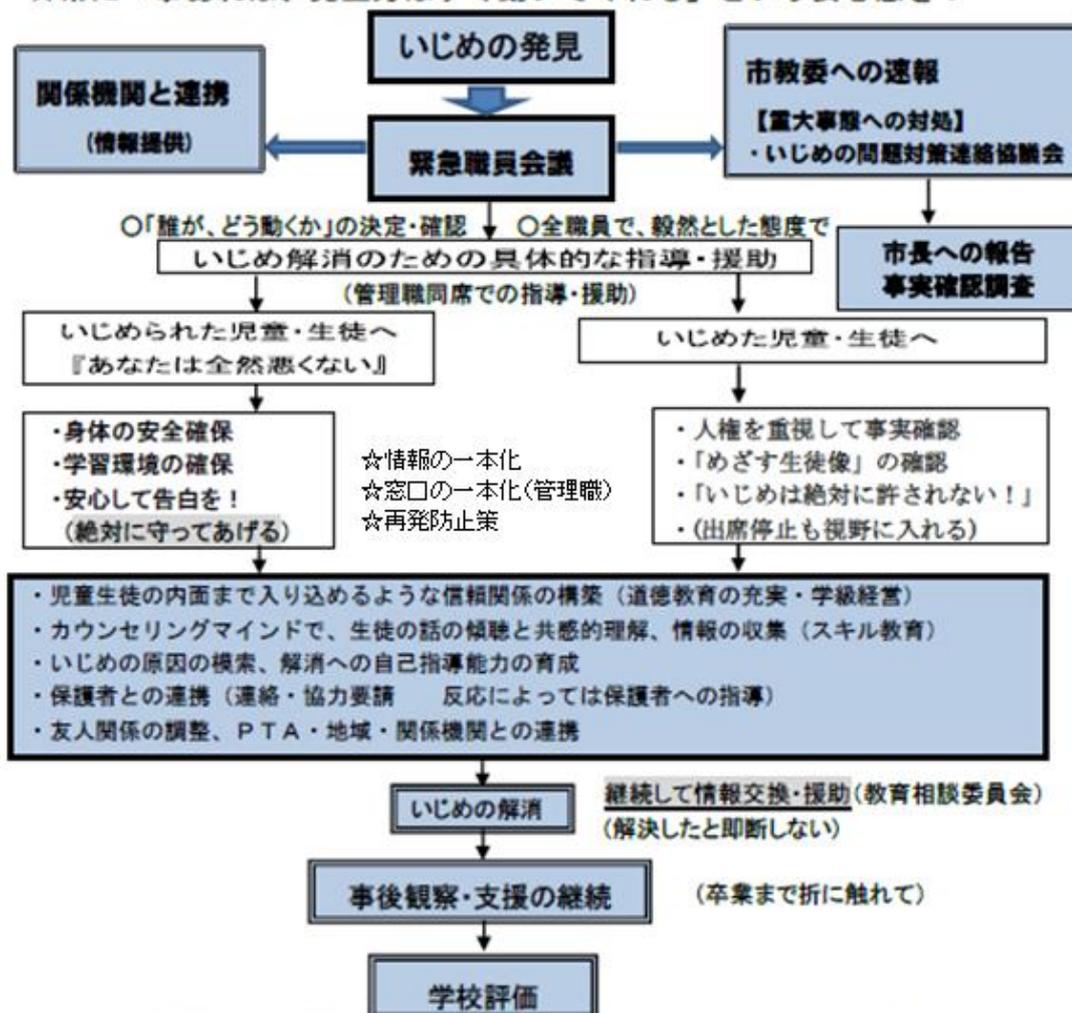
◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない

※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



### 生徒指導マニュアル(いじめ防止対策マニュアル)の活用・実践

※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努めます。

※学校評価の公表に際し、学校評議員会や保護者・地域に対しての学校だよりやHP等により、事実を伝えます。

### 第3章 長井小学校「いじめゼロ宣言」

# ながいしょうがっこう 長井小学校「いじめ ゼロ宣言」

ながいしょうがっこう 長井小学校 じどうかい 児童会

ながいしょうがっこう 長井小学校があんしんできる楽しい学校であるために、  
わたしたちは、いじめをぜったいにゆるしません。  
わたしたちは、長井小学校からいじめをなくします。

## いじめていいの？

だめですよ。いますぐやめて、あやまろう。

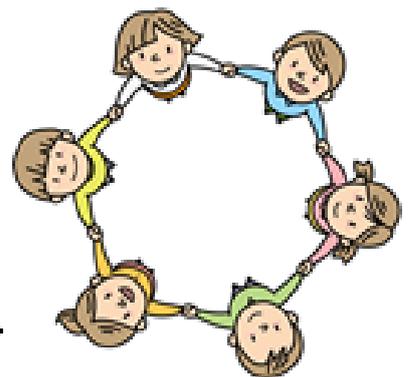
## いじめなんかに、負けないぞ！

がまんは、いらない。おとくに言おう。

## かんけい 関係ないの？ み 見てるだけ？

それはいじめと同じだね。

「いじめだよ。」って声をだそう。



## まわりのおとなのみなさんへ

わたしたちの SOS、よく見てください。  
まもってね。